

議事要旨(3) 無形資産専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、無形資産専門委員会では、無形資産に関する包括的な会計基準の開発に向けて、論点整理の検討を行っているとの説明がなされた。引き続き、豊田主任研究員より今後の検討スケジュール及びこれまで開催された専門委員会における検討状況についての具体的な説明がなされた。その後、次のような質疑応答が行われた。

定義と認識要件の関連について

- 【論点 1】において「識別可能であること」及び「支配していること」が無形資産及び資産の定義を構成するとしている一方で、【論点 2】において「識別可能性」「支配」を認識要件の一つとして示していることに関して、定義にあてはまることと認識要件を充足するということとの関連性が不明確であり、混乱を招くことになるのではないかとの指摘があった。これに対して事務局より、定義の一部を認識要件に含めた形とし、実務的で分かりやすい整理を試みた旨の経緯説明と、指摘を受けて再度検討する旨の回答が行われた。

無形資産の定義について

- 国際的な会計基準においては、無形資産の定義から「貨幣性資産」もしくは「金融資産」を除外しているのに対し、本論点整理案では、無形資産の定義を「物理的実体のない資産」と広く設定している一方で他の会計基準との関連を定めた個所で金融商品会計基準の定めを受ける「金融資産」を除外する旨の定めを置いていることについて、国際的な会計基準と同様、無形資産の定義においてこれらの資産を除外するように定めるべきとの意見があった。これを受けて事務局では、無形資産の定義と適用範囲の関係を改めて見直す旨の回答があった。
- 「経済的便益」を「将来のキャッシュ・フローの改善」という言葉で置き換えているが、「経済的便益」は「将来のキャッシュ・フローの改善」よりも広い範囲を示したものであり、そのように置き換えることは適切ではないのではないかといった意見が提示された。これを受けて事務局より、改めて見直す旨の回答があった。

取得形態別検討のアプローチについて

- 【論点 3】において無形資産の取得形態別の認識要件を検討しているなかで、[論点 3-3]の自己創設の場合は、まず研究開発費を対象を絞って検討し、続いてそれ以外の自己創設無形資産について検討を行うアプローチを採っているが、まず一般論から検討すべきではないかとの意見があった。

以上